

第 8 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 6 年 3 月 5 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 28 号	農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について
議第 29 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 30 号	農用地利用集積計画について
報第 8 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 渡辺 一直 事務局次長 佐橋 良太 書記 長瀬 弘樹
6、会議録署名者	2 番 田中 幹三郎 委員 3 番 加藤 洋子 委員
7、欠席委員	6 番 山本 恵美雄 委員
議長	<p>ただいまの出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 8 回御嵩町農業委員会を開会します。本日、6 番 山本 恵美雄 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録署名者に、2 番 田中 幹三郎 委員、3 番 加藤 洋子 委員を指名します。</p> <p>それでは議第 28 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局	<p>2 ページをご覧ください。議第 28 号 農地転用許可後の事業計画変更申請に対する意見について。別表のとおり事業計画変更申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 1 ページから 5 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。1 号事案について、10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p>
10 番 加納委員	<p>おはようございます。10 番 加納です。1 号事案の説明をします。ただいま事務局から説明されましたことについては、省略いたします。資料は 1 ページから 5 ページまでです。</p>

	<p>申請地の場所は伏見保育園より東に約 50mのところではす。</p> <p>申請地は農地法第 5 条に規定する転用許可について、昭和〇年〇月〇日付け岐阜県指令農政第〇号をもって許可されましたが、当初事業計画者が申請地西側に住宅を建てる予定で申請地に洗濯物干し場として利用するため譲り受けましたが、その後家族の諸事情等により事業実施することができなくなり、約〇年間そのままとなっております。</p> <p>今回計画変更申請者が申請地西側に住宅を建てる計画ですので、住宅敷地の一部として申請地を利用したいためです。</p> <p>2 月 27 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 1 号事案の申請内容については、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p>
事務局	<p>次に議第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>4 ページをご覧ください。議第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第 5 条第 1 項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は 6 ページから 24 ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1 号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>1 号事案について説明します。資料は 6 ページから 9 ページまで</p>

	<p>をご覧ください。</p> <p>本件については2月5日の農業委員会総会にて奥村俊雄委員より説明があったものです。審議の結果、申請地北側側溝の新設及び南側の宅地との境界にある排水路の埋立て等について確定した図面の提出がなく保留となっていました。図面の提出がありましたので審議いただくものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、上之郷公民館より概ね300メートル以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	<p>2号事案について説明します。資料は10ページから13ページまでをご覧ください。</p> <p>本件についても1号事案同様に保留となっておりますが、図面の提出がありましたので審議いただくものです。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、上之郷公民館より概ね300メートル以内の農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、6番 山本 恵美雄 委員から欠席の届が出ておりますので、12番 瀨瀬 正彦 委員 説明願います。</p>
12番 瀨瀬委員	<p>12番 瀨瀬です。3号事案について説明します。</p>

	<p>事務局から説明のありましたことについては省略いたします。資料の14ページから16ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は謡坂公民館より北東へ500メートルほどのところ です。</p> <p>権利を設定しまた移転しようとする事由の詳細は、譲受人は解体業を営んでおり申請地は住宅の解体で発生する物置などのリサイクル可能な品物などを一時的に保管する場所とします。譲渡人は居住地から申請地まで距離があり日中は仕事のため耕作の時間を確保することが難しく今後も再開の見込みがないことから売却することにしました。</p> <p>利用期間は許可日から永年です。資金調達はすべて自己資金で行います。</p> <p>誓約書、預金通帳、委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生ずる施設の概要については、2月27日の現地確認により行いました。</p> <p>なお、現地確認の際に疑問な点があり、それについて後日提出していただいた回答にも不備が認められるため、上之郷地区の委員の総意として保留がよいと思っておりますが、皆さんの審議をお願いします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>ただいま上之郷地区の総意として保留にした方がよいと意見がありました。事務局は何か補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>ただいまの懸念事項の詳細でございますが、資料の16ページをご覧ください。</p> <p>今回申請についてはこの図面で記載してある赤色で囲ってある農地の部分とそのもう一個外枠を一体利用地として申請が出てきておりました。</p> <p>現地確認をしたところ、このコンクリートブロックよりさらに南側についても一体と見受けられるような土地の利用状況となっておりますので、ここについて詳細な説明、資料を出すように行政書士に伝えましたが、今回の総会の締切までに出てきた資料はここまでだったということでその確認ができないということでございます。以上です。</p>
議 長	<p>資料が出ていないということで事務局からの説明があり、上之郷の総意から説明があったとおり、3号事案については保留とします。</p> <p>次に4号事案について、8番 齊藤 貞子 委員 説明願います。</p>
8番 齊藤委員	<p>8番 齊藤です。4号事案の説明をします。</p> <p>事務局から朗読のあった部分については、省略します。資料の5</p>

	<p>ー 4 ご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、名鉄広見線御嵩口駅から北へ 100 メートルほどのところでは。</p> <p>転用の目的は、次のとおりです。現在譲渡人は高齢のため、申請地を畑に戻し耕作することが難しく、譲受人は申請地と東隣の宅地に建設されている既設倉庫をリフォームし、資材・看板等の保管用倉庫として使用したく申請するものです。</p> <p>利用期間は許可日から永久。資金調達は、全額自己資金です。</p> <p>転用することによって生ずる付近の土地・作物家畜等の被害防止の概要は、申請地及び一体利用地の西側は公衆用道路、他 3 方は宅地であり隣接農地はありません。</p> <p>雨水は申請地、一体利用地ともに西側の既設側溝に流し給排水は行いません。</p> <p>万が一、転用に伴い被害が生じた場合、申請者の責任において対処されます。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、土地利用計画図、貯金残高証明書を確認しました。また、岐阜県知事、御嵩町農業委員長、関係各位あての始末書も添付されております。</p> <p>2 月 27 日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから 4 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。4 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、4 号事案は適当と認め進達します。</p>
10 番 加納委員	<p>次に 5 号事案について、10 番 加納 恒明 委員 説明願います。</p> <p>10 番 加納です。5 号事案の説明をします。先ほど事務局から説明されましたことについては省略いたします。資料の 20 ページから 24 ページまでをご覧ください。</p> <p>申請地の場所は伏見保育園より東に約 50 メートルのところでは。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅敷地の一部として利用するためです。</p>

	<p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は譲受人は近隣のアパート住まいで新たに住宅を新築するものです。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は建築面積 112.62 m²の2階建家屋となっています。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、北側・南側は宅地、東側は水路及び宅地、西側は一体利用地及び道路となっています。</p> <p>申請地の周辺境界にはコンクリートブロック壁で土砂等の流出のないようにする。</p> <p>雨水は水路へ流し、汚水は下水道へ接続します。流水等付近に迷惑にならないように十分注意し、万が一問題が生じた場合は申請人において解決するとのことです。</p> <p>添付書類は、土地利用計画図、誓約書、ローン事前審査、委任状について確認しました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については、2月27日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから5号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。5号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、5号事案は適当と認め進達します。</p>
事務局	<p>次に議第30号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p> <p>6ページをご覧ください。議第30号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。7ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は25ページから39ページまでをご覧ください。以上です。</p>

議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案及び2号事案について、日比野 勝伸 推進委員 説明願います。
日比野 推進委員	上之郷の日比野です。担当委員と現地確認を行いました。適切に耕作、管理されておりました。特に問題ないと思います。以上です。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1号事案及び2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、1号事案及び2号事案は可決しました。
職務代理	次の3号事案から10号事案は、15番 青木 友誉 委員に関係しますので、15番 青木 友誉 委員は農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。 (15番 青木 友誉 委員) 退 席
職務代理	3号事案から10号事案について、田中 宣行 推進委員 説明願います。
田中 推進委員	御嵩地区の田中です。2月28日に担当委員の山本委員、田中委員と現地確認をしました。既に耕作及び管理されており問題ないと思います。以上です。
職務代理	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
職務代理	採決に入ります。3号事案から10号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって、3号事案から10号事案は可決しました。 審議終了しましたので、15番 青木 友誉 委員の着席を認めます。

	(15 番 青木 友誉 委員) 着 席
議 長	次の 11 号事案は、2 番 田中 幹三郎 委員に関係しますので、2 番 田中 幹三郎 委員は農業委員会等に関する法律 第 31 条 議事参与の制限により、審議終了まで退席をお願いします。
	(2 番 田中 幹三郎 委員) 退 席
議 長	次の 11 号事案について、籠橋 良平 推進委員 説明願います。
籠橋 推進委員	籠橋です。現地を見に行きましたが、特段問題ないと思います。以上です。
議 長	続いて、田中 宣行 推進委員 説明願います。
田中 推進委員	御嵩地区の田中です。3 月 1 日に担当委員の木島委員と現地の確認を行いました。特に問題ないと思います。以上です。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。
事務局次長	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
議 長	特にありません。
議 長	採決に入ります。11 号事案について、適当と認める方は挙手願います。
	挙手全員であります。よって、11 号事案は可決しました。
	審議終了しましたので、2 番 田中 幹三郎 委員の着席を認めます。
	(2 番 田中 幹三郎 委員) 着 席
議 長	次に報第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。
事務局	9 ページをご覧ください。報第 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。
	別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について委員会に報告するものとする。10 ページをご覧ください。
	(朗読) 以上です。
議 長	事務局より補足説明がありますか。

事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの報告がないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。 これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

2 番

3 番